

神奈川歯科大学リポジトリ規程

(趣旨)

第1条 神奈川歯科大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、神奈川歯科大学（以下「本学」という。）の産出する学術研究成果等を電子的手段により恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の情報発信力の強化及び教育研究活動の発展に資するとともに、社会貢献及び社会的説明責任を果たすことを目的とする。

この目的を達成するため、国立情報学研究所が開発し提供する、共用リポジトリシステムを利用して行うものとする。

(管理および運用)

第2条 リポジトリの管理及び運用に関して必要な事項は、図書委員会の決定のもと神奈川歯科大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録資格)

第3条 リポジトリに、本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等（以下「コンテンツ」という。）を登録することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍した教職員及び大学院生
- (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第4条 登録することができるコンテンツは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 学術的な研究又は教育的に有用な成果物であること。
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されているか、電子的フォーマットに変換可能であり、ネットワークを通じて安全に公開できること。
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (5) 登録者が登録を希望していること。

(登録の申請)

第5条 コンテンツを提供しようとする者は、「神奈川歯科大学リポジトリ登録申請・公開許諾書」により図書館に申請するものとする。申請により、登録者は図書館が成果物を複製・保存・公開（送信）することに同意したものとする。

2 著作権が複数の者に帰属する場合、又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、登録申請者は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得ておかななければならない。

(著作権の帰属)

第6条 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(利用条件)

第7条 リポジトリに登録されたコンテンツを利用する者は、原則として著作権者に許諾を得なければならない。ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める「著作権の制限」規程の範囲内での利用については、この限りではない。

(コンテンツの変更又は削除)

第8条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを変更又は削除することができる。

- (1) 登録申請者から変更又は削除の申請があった場合
- (2) 図書委員会において変更又は削除することが適当であると判断した場合

(免責事項)

第9条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツの利用によって生じた利用者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、図書委員会の発議により、学長を経由して理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。